

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市情報公開条例	1
○ 舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例	3
○ 舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会条例	4
○ 舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会条例	5
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例	6
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例	7
○ 舞鶴市総合計画審議会条例	8
○ 舞鶴市農業公園条例	9
○ 舞鶴市国民健康保険条例	16
○ 舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	19
○ 舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	24
○ 舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	35
○ 舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例	37

○ 舞鶴市子ども・若者支援会議条例	38
○ 舞鶴市認定こども園条例	39

廃止する条例

○ 舞鶴市個人情報保護条例	40
---------------	----

舞鶴市情報公開条例旧新対照表

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、<u>監査委員</u>、<u>選挙管理委員会</u>、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、<u>選挙管理委員会</u>、<u>監査委員</u>、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p><u>第11条の2 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>この条の規定を適用する旨及びその理由</u></p> <p>(2) <u>残りの行政文書について開示決定等をする期限</u></p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 から9まで (略)</p> <p>(舞鶴市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>10 第2条の規定による改正後の舞鶴市情報公開条例第11条の2の規</p>

旧	新
	定は、施行日以後にされた開示請求に対する同条例第 9 条に規定する決定について適用する。

舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(次項において「従事者」という。)は、<u>舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)</u>を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p>第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(次項において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 から 10 まで (略)</p>

舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会条例旧新対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)第17条第1項及び舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)第41条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 諮問庁 舞鶴市情報公開条例第17条第1項又は舞鶴市個人情報保護条例第41条第1項の規定により審査会に諮問をした市長又は実施機関をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保有個人情報 舞鶴市個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報であって、同条例第22条第1項、第33条第1項又は第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものをいう。</p> <p>(庶務)</p> <p>第15条 審査会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)第17条第1項及び<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項</u>において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 諮問庁 舞鶴市情報公開条例第17条第1項の規定により<u>審査会に諮問をした市長若しくは実施機関又は個人情報の保護に関する法律第105条第3項</u>において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保有個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律第60条第1項</u>に規定する保有個人情報であって、<u>同法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項</u>に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものをいう。</p> <p>(庶務)</p> <p>第15条 審査会の庶務は、<u>総務部</u>において処理する。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 から10まで (略)</p>

舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会条例旧新対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)による情報公開制度及び舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に規定する特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(3) 舞鶴市個人情報保護条例の規定により実施機関がその意見を聴くこととされた事項</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)による情報公開制度及び<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に規定する特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 舞鶴市における個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和5年条例第 号)第8条の規定により諮問する事項</u> (削除)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 から10まで (略)</p>

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則 1 から 12 まで (略) (期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 <u>令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「副市長」と」とあるのは「副市長」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」と」とする。</u></p>	<p>附 則 1 から 12 まで (略) (期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「副市長」と」とあるのは「副市長」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」と」とする。</u></p> <p>改正附則 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 から 5 まで (略)</p> <p>(期末手当に関する特例)</p> <p>6 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「教育長」ととあるのは「教育長」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」ととする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 から 5 まで (略)</p> <p>(期末手当に関する特例)</p> <p>6 <u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「教育長」ととあるのは「教育長」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」ととする。</u></p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市総合計画審議会条例旧新対照表

旧	新
<p>(委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>	<p>(委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員の任期は、<u>4年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に舞鶴市総合計画審議会の委員である者の任期は、令和5年3月31日までとする。</p>

舞鶴市農業公園条例旧新対照表

旧	新
<p>(施設)</p> <p>第3条 農業公園に次の施設(以下「施設」という。)を置く。</p> <p>(1) <u>滞在型市民農園</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>滞在型市民農園及び日帰り貸農園(以下「滞在型市民農園等」という。)並びにコテージの利用の承認に関する業務</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 <u>滞在型市民農園(第10条第3項の規定による利用(以下「一時利用」という。)をする場合に限る。)</u>、コテージ、管理センター、交流サロン、加工体験工房及び交流いちご園の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。</p> <p>(滞在型市民農園等及びコテージの利用承認等)</p> <p>第8条 指定管理者は、<u>滞在型市民農園等</u>の利用者(一時利用をする者を除く。)を公募するものとする。</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 農業公園に次の施設(以下「施設」という。)を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日帰り貸農園及びコテージの利用の承認に関する業務</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 コテージ、管理センター、交流サロン、加工体験工房及び交流いちご園の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。</p> <p>(日帰り貸農園及びコテージの利用承認等)</p> <p>第8条 指定管理者は、<u>日帰り貸農園</u>の利用者を公募するものとする。</p>

旧	新
<p>2 <u>滞在型市民農園等</u>及びコテージを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、<u>滞在型市民農園等</u>を利用しようとする者にあつては、規則で定める条件を備えた者でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、<u>滞在型市民農園等</u>及びコテージの利用承認をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その利用が<u>滞在型市民農園等</u>及びコテージを損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(<u>滞在型市民農園等</u>の利用期間)</p> <p>第10条 <u>滞在型市民農園等</u>を利用することができる期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。ただし、この期間の中途から利用する場合にあつては、当該期間の残余期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、滞在型市民農園について、同項の規定による利用(以下「長期利用」という。)がない区画に限り、7日以下の期間を単位として利用することができる。この場合において、引き続き利用することができる期間は、1か月を限度とする。</u></p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、<u>滞在型市民農園等</u>及びコテージの利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p>	<p>2 <u>日帰り貸農園</u>及びコテージを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、<u>日帰り貸農園</u>を利用しようとする者にあつては、規則で定める条件を備えた者でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、<u>日帰り貸農園</u>及びコテージの利用承認をしないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その利用が<u>日帰り貸農園</u>及びコテージを損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(<u>日帰り貸農園</u>の利用期間)</p> <p>第10条 <u>日帰り貸農園</u>を利用することができる期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。ただし、この期間の中途から利用する場合にあつては、当該期間の残余期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、<u>日帰り貸農園</u>及びコテージの利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p>

旧	新
<p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>滞在型市民農園等及びコテージの利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u>(敷金)</u></p> <p><u>第15条 滞在型市民農園の利用者(一時利用をする者を除く。)は、利用期間(第10条第2項の規定により更新する期間を含む。)における敷金として200,000円を指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 敷金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 敷金は、利用者が当該滞在型市民農園を明け渡すときにこれを返還する。ただし、未納の利用料金又は損害賠償金があるときは敷金をもってこれに充当し、残額を返還する。</u></p> <p><u>4 敷金には、利子を付けない。</u></p> <p>(目的外利用等の禁止)</p> <p><u>第16条 利用者は、利用承認を受けた滞在型市民農園等及びコテージをその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p> <p>(入館の制限等)</p> <p><u>第17条 (略)</u></p>	<p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>日帰り貸農園及びコテージの利用料金は、別表に掲げる基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(目的外利用等の禁止)</p> <p><u>第15条 利用者は、利用承認を受けた日帰り貸農園及びコテージをその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p> <p>(入館の制限等)</p> <p><u>第16条 (略)</u></p>

旧	新
<p>(原状回復義務)</p> <p><u>第 18 条</u> 利用者は、その利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに当該<u>滞在型市民農園等</u>及び<u>コテージ</u>を原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第 19 条</u> (略)</p> <p>(市長等の責任)</p> <p><u>第 20 条</u> <u>滞在型市民農園等</u>の利用者は、天災、鳥獣、病虫害等による耕作物等の損害については、自ら負担するものとし、市長及び指定管理者はいかなる責任も負わないものとする。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p><u>第 21 条</u> (略)</p> <p>2 <u>第 8 条から第 15 条まで</u>(第 10 条及び第 12 条第 2 項を除く。)及び<u>第 17 条</u>の規定は、前項の規定により市長が農業公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、第 8 条、第 9 条及び第 11 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 12 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第 3 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、<u>同条第 4 項</u>、第 13 条及び第 14 条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、<u>第 15 条第 1 項及び第 2 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 3 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 17 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第 22 条</u> (略)</p> <p><u>別表第 1</u>(第 12 条関係)</p>	<p>(原状回復義務)</p> <p><u>第 17 条</u> 利用者は、その利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに当該<u>日帰り貸農園</u>及び<u>コテージ</u>を原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第 18 条</u> (略)</p> <p>(市長等の責任)</p> <p><u>第 19 条</u> <u>日帰り貸農園</u>の利用者は、天災、鳥獣、病虫害等による耕作物等の損害については、自ら負担するものとし、市長及び指定管理者はいかなる責任も負わないものとする。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p><u>第 20 条</u> (略)</p> <p>2 <u>第 8 条から第 14 条まで</u>(第 10 条及び第 12 条第 2 項を除く。)及び<u>第 16 条</u>の規定は、前項の規定により市長が農業公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、第 8 条、第 9 条及び第 11 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 12 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第 3 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「<u>指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて</u>」とあるのは「<u>市長が</u>」と、<u>同条第 4 項</u>、第 13 条及び第 14 条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、<u>第 16 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第 21 条</u> (略)</p> <p><u>別表(第 12 条関係)</u></p>

旧			新	
滞在型市民農園等の基準額表			施設区分	基準額
滞在型市民農園 A 区 域	長期利用	1 区画 1 年間につき 462,000 円	日帰り貸農園	1 区画 1 年間につき 11,000 円
	一時利用	(1) 宿泊日が土曜日又は休前日等の 場合 1 人 1 泊につき 7,290 円 (2) その他の場合 1 人 1 泊につき 5,940 円	コテージ A 型	義務教育就学前の者以外 の者が 4 人以下の宿 泊 1 棟 1 泊につき 22,000 円
滞在型市民農園 B 区 域	長期利用	1 区画 1 年間につき 420,000 円		義務教育就学前の者以外 の者が 5 人以上の宿 泊 1 棟 1 泊につき 上記 金額に 4 人から 1 人増 すごとに 5,500 円を加 算した額
	一時利用	(1) 宿泊日が土曜日又は休前日等の 場合 1 人 1 泊につき 7,290 円 (2) その他の場合 1 人 1 泊につき 5,940 円	4 時間未満の休憩	1 棟につき 5,500 円
日帰り貸農園	1 区画 1 年間につき 10,500 円		4 時間以上の休憩	1 棟につき 8,800 円
備考			コテージ B 型	宿泊
1 この表において「宿泊日」とは、宿泊を開始する各日をいう。				1 人 1 泊につき 11,000 円
2 この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。			4 時間未満の休憩	1 棟につき 5,500 円
3 利用する期間が 1 年に満たないとき(滞在型市民農園を一時利用するときを除く。)は、月割計算及び日割計算により算出した額(100 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。			4 時間以上の休憩	1 棟につき 8,800 円
4 滞在型市民農園を一時利用する場合において、義務教育就学前の者は、無料とする。			備考	
別表第 2(第 12 条関係)			1 日帰り貸農園を利用する場合において、利用する期間が 1 年に 満たないときは、月割計算及び日割計算により算出した額 (100 円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額)とする。	
コテージの基準額表			2 コテージを利用する場合において、義務教育修学前の者は、無 料とする。	
1 宿泊に係る基準額			(削除)	
区分	宿泊日が土曜日又	左記以外の場合		

旧			新
		は休前日等の場合	
コテージA型	義務教育就学前の者以外の者が4人以下の宿泊	1棟1泊につき 18,900円	1棟1泊につき 16,800円
	義務教育就学前の者以外の者が5人以上の宿泊	1棟1泊につき 上記金額に1人増すごとに3,675円を加算した額	1棟1泊につき 上記金額に1人増すごとに3,150円を加算した額
コテージB型		1人1泊につき 7,290円	1人1泊につき 5,940円
備考			
<p>1 この表において「宿泊日」とは、宿泊を開始する各日をいう。</p> <p>2 この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。</p> <p>3 義務教育就学前の者は、無料とする。</p> <p>2 休憩に係る基準額(1棟につき)</p> <p>4時間未満の場合は3,150円とし、4時間以上の場合は5,250円とする。</p>			
<p style="text-align: center;">改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第12条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる利用承認に係る利用料金について適用し、同日以前に行われる利用承認に係る利用料金については、なお従前の例</p>			

旧	新
	による。

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

旧	新
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに1万2千円を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の12 第13条の6の3又は第13条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条の2において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>28万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに1万2千円を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の12 第13条の6の3又は第13条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条の2において同じ。)は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>29万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険</p>

旧	新
<p>保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p>	<p>料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>53万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p>

旧	新
<p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 6 の 3 又は第 13 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「<u>20 万円</u>」と、前項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 前項の規定による届書の提出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 6 の 3 又は第 13 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「<u>22 万円</u>」と、前項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 前項の規定による届書の提出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証<u>又は同令第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知</u>の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例による改正後の第 13 条の 6 の 12 及び第 18 条の 2 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。<u>以下同じ</u>。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。<u>以下同じ</u>。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。<u>以下同じ</u>。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活におけ</u></p>

旧	新
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p>	<p><u>る安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><u>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p>

旧	新
<p>第 11 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第 14 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 から 5 まで (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)</p> <p>第 44 条 事業所内保育事業(利用定員が 20 人以上のものに限る。第 46 条及び第 47 条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を<u>設置し及び管理する事業主が事</u></p>	<p>第 11 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>第 14 条 <u>削除</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 から 5 まで (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)</p> <p>第 44 条 事業所内保育事業(利用定員が 20 人以上のものに限る。第 46 条及び第 47 条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を<u>設置し、及び管理する事業主が事</u></p>

旧	新
<p>業場に附属して設置する炊事場を含む。第 5 号において同じ。)及び便所を設けること。</p> <p>(2)から(8)まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 49 条 第 25 条から第 27 条まで及び第 29 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 25 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 27 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第 48 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第 49 条において準用する次条及び第 27 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第 26 条及び第 27 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 29 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を<u>設置し及び管理する</u>事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 49 条において準用する第 4 号において同じ。)」と、同条第 4 号中「次号並びに第 34 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 49 条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p>	<p>業場に附属して設置する炊事場を含む。第 5 号において同じ。)及び便所を設けること。</p> <p>(2)から(8)まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 49 条 第 25 条から第 27 条まで及び第 29 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 25 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 27 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第 48 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第 49 条において準用する次条及び第 27 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第 26 条及び第 27 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 29 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を<u>設置し、及び管理する</u>事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 49 条において準用する第 4 号において同じ。)」と、同条第 4 号中「次号並びに第 34 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 49 条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の第 8 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以</p>

旧	新
	<p>下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。</p>

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設を設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設を設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は第3号</p>

旧	新
<p>は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必</p>	<p>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量</p>

旧	新
<p>要量をいう。)等確かめるものとする。 (利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそ</p>	<p>いう。)等確かめるものとする。 (利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそ</p>

旧	新
<p>れぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>法第 19 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>法第 19 条第 1 項第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>5 及び 6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)<u>第 25 条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての</p>	<p>れぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>法第 19 条第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>法第 19 条第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>5 及び 6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)<u>第 25 条第 1 項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての</p>

旧	新
<p>重要事項に関する規程(第 23 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)から(11)まで (略)</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第 26 条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第 35 条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号</p>	<p>重要事項に関する規程(第 23 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)から(11)まで (略)</p> <p><u>第 26 条 削除</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第 35 条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 2 号に掲げる小</p>

旧	新
<p>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同項第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第 36 条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第 19 条第 1 項第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第 19 条第 1 項第 2 号</u>に掲</p>	<p>学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第 36 条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第 19 条第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第 19 条第 2 号</u>に掲げる小</p>

旧	新
<p>げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「<u>の同項第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行</p>	<p>学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業</p>

旧	新
<p>う事業所にあつては、舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 43 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p>	<p>所にあつては、舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 43 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p>

旧	新
<p>第 51 条 特定地域型保育事業者が<u>法第 19 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第 19 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第 19 条第 1 項第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る<u>法第 19 条第 1 項第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第 19 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に</p>	<p>第 51 条 特定地域型保育事業者が<u>法第 19 条第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第 19 条第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第 19 条第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る<u>法第 19 条第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第 19 条第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>同号又は同条第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保</p>

旧	新
<p>あつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第 19 条第 1 項第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「<u>同項第 3 号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる<u>法第 19 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))」と、同条第 2 項中「<u>法第 29 条第 3 項第 1 号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第 30 条第 2 項第 2 号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第 52 条 特定地域型保育事業者が<u>法第 19 条第 1 項第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第 46 条第 1 項</u>に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第 19 条第 1 項第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第</u></p>	<p>育の対象となる<u>法第 19 条第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))」と、「同号」とあるのは「<u>同条第 3 号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる<u>法第 19 条第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))」と、同条第 2 項中「<u>法第 29 条第 3 項第 1 号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第 30 条第 2 項第 2 号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第 52 条 特定地域型保育事業者が<u>法第 19 条第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第 46 条第 1 項</u>に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第 19 条第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第 3 号</u>に掲</p>

旧	新
<p><u>3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)</u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)</u>に要する費用」とする。</p>	<p>掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))</u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))</u>に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
	<p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業</u></p>

旧	新
<p>(衛生管理等) 第14条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p><u>務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等) 第14条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (安全計画の策定等に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」と、同条第2項中「<u>実施しなければ</u>」とあるのは「<u>実施するよう努めなければ</u>」と、同条第3項中「<u>周知しなければ</u>」とあるのは「<u>周知するよう努めなければ</u>」とする。</p>

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第87条の規定に基づく過料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第82条の規定に基づく過料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第13条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市子ども・若者支援会議条例旧新対照表

旧	新
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・若者支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・若者支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市認定こども園条例旧新対照表

旧	新
<p>(入園の資格)</p> <p>第5条 認定こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子ども(市内に住所を有するものに限る。)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子ども</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子ども</p>	<p>(入園の資格)</p> <p>第5条 認定こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1号に規定する小学校就学前子ども(市内に住所を有するものに限る。)</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第19条第2号に規定する小学校就学前子ども</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法第19条第3号に規定する小学校就学前子ども</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

廃止する条例

<p>舞鶴市個人情報保護条例</p> <p>平成 16 年 10 月 15 日 条例第 24 号</p> <p>舞鶴市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例の 全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 実施機関における個人情報の取扱い(第 6 条—第 14 条)</p> <p>第 3 章 開示、訂正及び利用停止(任期の更新)</p> <p>第 1 節 開示(第 15 条—第 28 条)</p> <p>第 2 節 訂正(第 29 条—第 35 条の 2)</p> <p>第 3 節 利用停止(第 36 条—第 40 条)</p> <p>第 4 節 審査請求(第 40 条の 2—第 42 条)</p> <p>第 4 章 事業者への支援等(第 43 条—第 48 条)</p> <p>第 5 章 雑則(第 49 条—第 53 条)</p> <p>第 6 章 罰則(第 54 条—第 60 条)</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、個人の人格尊重の理念の下に、自己の個人情報 への関与が重要であること及び個人情報が慎重に取り扱われるべき ものであることに鑑み、市が保有する自己に関する個人情報の開示、 訂正、利用停止を請求する権利を保障するとともに、個人情報の適 正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、市政の適 正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目 的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長(公営企業の管理者 の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、監査委員、選挙管理委</p>	<p>員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長 及び議会をいう。</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個 人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、 それにより特定の個人を識別することができることとなるものを 含む。)をいう。</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上 作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組 織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをい う。ただし、行政文書(舞鶴市情報公開条例(平成 11 年条例第 31 号) 第 2 条第 2 号の行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているも のに限る。</p> <p>4 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む 情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電 子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したも の</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために 氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易 に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>5 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によつ て識別される特定の個人をいう。</p> <p>6 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体(国、独立行 政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等を いう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立 行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方</p>
--	--

<p>独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>7 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員</p> <p>9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。 (実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。 (事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。 第2章 実施機関における個人情報の取扱い (個人情報の保有の制限等)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、当該実施機関が所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有して</p>	<p>はならない。</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となり得る個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。</p> <p>(2) 実施機関が舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>4 実施機関は、個人情報を保有するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(5) 所在不明、心身喪失等の理由により、本人から収集することが困難なとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>5 実施機関は、前項第4号、第6号及び第7号の規定により、本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が通知しないことについて合理的理由があると認めた場合であつて、審議会がその理由を相当と認めたときは、この限りでない。</p> <p>6 実施機関は、利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる場合に限り、審議会の意見を聴いて当該保有個人情報の利用目的を変更することができる。</p>
---	---

<p>(利用目的の明示)</p> <p>第7条 実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、他の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p> <p>(正確性の確保)</p> <p>第8条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>(安全確保の措置)</p> <p>第9条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のため、個人情報保護責任者を定める等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせることを含む。)を受けたものが受託した業務を行う場合について準用する。</p> <p>(従事者等の義務)</p> <p>第10条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員</p>	<p>であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定は、協定等に基づき実施機関において研修を受けている者又は受けていた者が当該研修に関して知り得た個人情報について準用する。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が通知しないことについて合理的理由があると認めた場合であって、審議会がその理由を相当と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人</p>
---	---

<p>情報を自ら利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第12条 実施機関は、第11条第2項第4号又は第5号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p> <p>(個人情報ファイルの保有等に関する届出等)</p> <p>第13条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報ファイルの名称及び当該個人情報ファイルを取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の名称</p> <p>(2) 当該実施機関の名称及び個人情報取扱事務を所管する部課等の名称</p> <p>(3) 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>(4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下「記録範囲」という。)</p>	<p>(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下「記録情報」という。)の収集方法</p> <p>(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>(7) 第29条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>(8) その他舞鶴市規則又は実施機関(市長を除く。)の規則その他の規程(以下「規則等」という。)で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 前項の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(2) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報ファイルについて、その保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対し、その旨を届け出なければならない。</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第14条 市長は、前条の規定により届出のあった個人情報ファイルについて、同条第1項各号に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 犯罪の捜査、租税に関する法令等の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</p> <p>(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又</p>
--	--

はこれらに準じる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

(3) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(4) 前 3 号に掲げる個人情報ファイルに準じるものとして規則等で定める個人情報ファイル

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、記録項目の一部若しくは前条第 1 項第 5 号若しくは第 6 号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に記載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第 3 章 開示、訂正及び利用停止

第 1 節 開示

(開示請求権)

第 15 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)その他やむを得ない理由があるものとして規則等で定める者(以下これらの者を「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

3 次に掲げる者(以下「遺族等」という。)は、本人である死者に代わって、開示請求をすることができる。

(1) 当該死者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は当該死者の子

(2) 当該死者の 1 親等の血族である直系尊属(前号に掲げる者がいない場合に限る。)

(3) 当該死者の 2 親等の血族(前 2 号に掲げる者がいない場合に限る。)

(開示請求の手続)

第 16 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則等で定めるところにより、自己が開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人等若しくは遺族等であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 17 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求(第 15 条第 3 項の規定による開示請求を除く。)に係る保有個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報

(2) 開示請求に係る保有個人情報の本人(以下この号、次条第 2 項及び第 24 条第 1 項において「開示請求に係る本人」という。)以

外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求に係る本人以外の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが

当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体その他の公共団体又は地方独立行政法人をいう。次号において同じ。)との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大

<p>臣等の指示により、開示することができないとされている情報 (部分開示)</p> <p>第 18 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報(開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求に係る本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 (裁量的開示)</p> <p>第 19 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 (保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第 20 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 (開示請求に対する決定等)</p> <p>第 21 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示を実施する日時、場所等に関する事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 7 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、</p>	<p>この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、前 2 項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該保有個人情報の全部又は一部について保有個人情報の開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を当該書面に記載するものとする。 (開示決定等の期限)</p> <p>第 22 条 前条第 1 項又は第 2 項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して 15 日以内に行わなければならない。ただし、第 16 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 (開示請求に係る事案の移送)</p> <p>第 23 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通</p>
---	--

知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
 - 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 21 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。
- 第 24 条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、地方独立行政法人及び開示請求に係る本人以外のもの(以下この条、第 41 条第 2 項及び第 42 条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則等で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則等で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則等で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則等で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 17 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 19 条の規定により開示しようとするとき。
 - 3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意

見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第 41 条第 1 項及び第 2 項において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 25 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画、写真又はフィルムに記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは閲覧、視聴又は写しの交付により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、第 16 条第 2 項の書類及び第 21 条第 1 項の書面を実施機関に提示しなければならない。

(開示手続の特例)

第 26 条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、当該実施機関が規則等で定める簡易な方法により開示請求をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示請求があつたときは、第 21 条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が規則等で定める方法により、速やかに、当該保有個人情報を開示するものとする。(他の制度等との調整)

第 27 条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)が第 25 条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報

<p>については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第25条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>3 この条例は、市の図書館等において管理されている保有個人情報であって、一般の利用に供することを目的とされているものについては、適用しない。 (手数料等)</p> <p>第28条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 第15条に規定する保有個人情報の開示を請求して、写しの交付を受けるものは、当該写しに要する費用を負担しなければならない。</p> <p>第2節 訂正 (訂正請求権)</p> <p>第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第27条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 法定代理人等は、本人に代わって、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 遺族等は、本人である死者に代わって、訂正請求をすることができる。</p> <p>4 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならない。</p>	<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第30条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証する書類等を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、規則等で定めるところにより、自己が訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人等若しくは遺族等であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第31条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 (訂正請求に対する決定)</p> <p>第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。 (訂正決定等の期限)</p> <p>第33条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求</p>
--	--

があった日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 30 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、訂正請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正請求に係る事案の移送)

第 34 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が第 23 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 32 条第 1 項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第 35 条の 2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第

23 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 36 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 11 条第 1 項及び第 2 項若しくは第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 第 11 条第 1 項及び第 2 項又は番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 法定代理人等は、本人に代わって、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

- 3 遺族等は、本人である死者に代わって、利用停止請求をすることができる。

- 4 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行なければならない。

(利用停止請求の手續)

第 37 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利

用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則等で定めるところにより、自己が利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人等若しくは遺族等であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第38条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定)

第39条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第40条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、

当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、利用停止請求があった日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第4節 審査請求

(審理員の指名の適用除外)

第40条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁である市長又は実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした審査庁である市長又は実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定す

<p>る参加人をいう。以下この節において同じ。)</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 諮問庁は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けた場合は、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。この場合において、当該裁決は、同項の審査請求があった日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p>第42条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>第4章 事業者への支援等 (事業者に対する啓発等)</p> <p>第43条 市長は、事業者に対し、個人情報の適正な保護措置を講ずるよう、意識啓発を行うとともに、助言その他の必要な支援を行うものとする。 (説明又は資料の要求)</p> <p>第44条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、当該個人情報の取扱いに関し、説明又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がな</p>	<p>い限り、これを拒んではならない。 (指導及び助言)</p> <p>第45条 市長は、前条の規定により説明又は資料を徴収した事業者で、個人情報の不適正な取扱いがあると認めたものに対し、適正な保護措置を講ずるよう、必要な限度において、指導及び助言を行うものとする。 (是正の勧告)</p> <p>第46条 市長は、前条の指導又は助言によってもなお個人情報を不適正に取り扱っていることが明らかな場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、個人の権利利益を保護することにつき急を要するため審議会の意見を聴くいとまがないと認めるときは、同項に規定する意見聴取の手続を省略することができる。この場合において、市長は、事後速やかに審議会に報告しなければならない。 (事実の公表)</p> <p>第47条 市長は、事業者が前条第1項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。 (行為の制限)</p> <p>第48条 市長は、この章の規定により事業者に対し説明又は資料の要求、指導、勧告等を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。</p> <p>第5章 雑則 (苦情処理)</p> <p>第49条 実施機関は、保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>
--	---

<p>(国及び他の地方公共団体との協力)</p> <p>第50条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対し協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。</p> <p>(施行状況の公表)</p> <p>第51条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</p> <p>(出資法人の個人情報保護)</p> <p>第52条 市が出資する法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が取り扱う個人情報については当該実施機関が、事業者への支援等については市長が定める。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第57条 第10条第2項又は第54条に規定する者が正当な理由がないのに、保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1年以下</p>	<p>の懲役又は3万円以下の罰金に処する。ただし、他の法令等に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>第58条 第9条第2項の委託を受けた法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第54条又は第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p> <p>第59条 第54条から第57条までの規定は、舞鶴市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>第60条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項第2号、同条第4項第7号、同条第5項及び第6項、第11条第2項第5号並びに同条第3項の規定は、舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成16年条例第26号)の施行の日から施行する。)</p> <p>2 から5まで (略)</p>
--	--